閲覧に当たっての注意事項

- 1 本図書は、丁寧に扱ってください。本図書が汚れたり破損した場合には、閲覧を 中止することがありますので注意してください。
- 2 本図書を閲覧所以外へ持ち出すことはできません。
- 3 本図書の全部又は一部について、**第三者による複製、転載、販売、配布を禁じま** す。

(ここでいう「複製」とは、個人使用目的の少量複製ではなく、大量複製を指します。)

- 4 本図書についての意見・質問などは、「8 連絡先」の担当係でのみ受け付けます。また、意見・質問などは、必ず「公表図書質問書(別記様式第1号)」(以下「質問書」という。)をご利用ください。
- 5 電話等による口頭での意見や質問書以外での文書による意見・質問は一切受け付けることができませんので、ご了承ください。
- 6 質問書は、持参する以外にも郵便又はFAXでも受け付けます。
- 7 質問書の記載内容が不十分である場合,又は,故意に偽りの内容を記載した場合 には,質問に対して回答できない場合があります。
- 8 連絡先
 - (1) 担 当 係:鹿児島県環境林務部環境林務課技術管理係
 - (2) 住 所:〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 電話番号:099-286-2111 (代表) 【鳩:3340】

099-286-3340 (直通)

(4) FAX : 099-286-5607

公表図書質問書

1 質問者	(1) 氏 名				(2)電話番号	
	(3) 住 所				(4)会 社 名	
	(5) E-mail	アト゛レス					
	(6) 希望す	る回答の:	方法				
	(7) 回答先						
2 質問等の)内容						
3 添付資料	有	無		枚 数	₹	Ż	

記入に当たっての注意事項

- 1 質問者の(1)氏名と(2)電話番号は必ず記入してください。御連絡させていただく場合があります。(3)住所, (4)会社, (5) E-mail アドレス は差し支えがない場合は、記入してください。
- 2 質問等の内容について、記入欄が不足する場合は概要を記入し、別途、詳細な資料を添付することができます。
- 3 添付資料がない場合は、「無」にO印をつけてください。添付資料がある場合は、「有」にO印をつけて枚数を記入してください。また、添付資料には必ず通し番号をつけてください。

令和7年3月1日以降適用する単価の改定概要

第1章 労務単価

• 山林砂防工

上記単価を改定しました。

令和6年度 森林土木事業設計単価表

(令和7年3月1日以降執行伺い決裁分より適用)

鹿児島県環境林務部

鹿児島県森林土木事業設計単価表について

1 はじめに

「鹿児島県森林土木事業設計単価表(公表版)」は、鹿児島県環境林務部発注の森林 土木事業の積算に用いる設計単価のうち、鹿児島県環境林務部が定めた設計単価の一 覧です。

<u>なお、4月1日以降に単価改定が生じた場合、改定のあった資材等の価格を太字で表示し、改定資材掲載頁のみ掲載します。</u>

2 適 用

令和7年3月1日以降

3 単価の取り扱い

- (1) 掲載資材について
 - ① 取引事例が著しく少ない場合等については、適正な価格が調査できないため、 単価を設定せず「─」と表記しています。
 - ② 農政部が制定した設計単価表を準用している単価については,「空白」としています。
- (2) 掲載されていない資材の単価について

鹿児島県で他に制定されている建設資材等の単価表(土木部、農政部)を準用しています。

(3) その他の資材単価等の取り扱いについて

当該単価表に明記されていないその他の必要事項については,「公共事業設計単価表(鹿児島県土木部)第2章 資材単価の取り扱いについて」を準用しています。 ただし,「3(2)(ロ)特別調査による場合」については,適用していません。

目 次

森林土木事業設計単価留意事項

第	1章	労	務	単	価	 1
笙	ク音	杏	林土木	車 業	単価	
יע	_ +	44	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	T ~	— IIII	
	(1)	燃料	類		 2
	(2)	コンクリート	二次製	品関係	 3
	(3)	鋼 材 関	係		 6
	(4)	肥料•種子	関係		 10
	(5)	木材関	係		 12
	(6)	苗木関	係		 14
	(7)	諸資材関	目 係		 15
	(8)	委託用資	材		 16

第1章 労務 単 価

1 労務単価

単 価コード	職種	労務単価 (単位:円/人)
TR0001	山林砂防工	27,700
TR0002	ハブ対策監視員	10,500